

流域下水道事業の管理運営の見直しの検討状況について

1 要旨・目的

流域下水道事業の持続可能な運営を確保し、県民サービスの維持・向上を図るため、県が検討を進めている管理運営の見直しについて、現在の検討状況を報告する。

2 現状・背景

- 流域下水道事業は、下水を広域的に処理し、住民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを行うため、県と流域関連市町（5市4町※）が協力・連携して実施している。

※広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、福山市、府中市、三原市、東広島市

- 事業運営については、県が管理者として事業運営全般、施設整備等を担い、維持管理については、公益財団法人広島県下水道公社（以下、「公社」という。）に委託して実施している。
- 事業環境としては、今後は維持管理や改築・更新が事業の中心となる中、人口減少等に伴う処理水量の減によるコスト高が見込まれることから、維持管理費等に係る流域関連市町の負担の増加を抑制するため、更なる事業の効率化などによるコスト縮減を図る必要がある。

更に、全国的に技術者が不足する中、危機管理の強化やDXの推進などによる業務の効率化・省力化に取り組むとともに、ライフラインを確保するための体制の見直し・強化を図る必要がある。

- 国では、人口減少やインフラの老朽化が全国的に進む中で、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体での地震対策や官民連携などによる事業の効率化・高度化・基盤強化の取組を推進している。

また、下水道事業の効率化や体制の維持・強化のための官民連携が全国で進められており、様々な管理運営手法が検討・導入されている。

- こうした中、県では、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」（令和3年3月策定）に基づき、令和5年度から流域関連市町など関係者と意見交換を行いながら、流域下水道事業の管理運営の見直しの検討を進めている。

令和5年6月	○流域関連市町との検討会を設置して検討に着手
令和5年10月	○現状と課題などを整理し、検討状況を県議会（建設委員会）で説明
令和6年2月	○管理運営の見直しの方向性を取りまとめ、県議会（建設委員会）で説明 （体制）県が事業全般を一体的にマネジメントできる体制に再構築 （手法）指定管理者制度を導入し、指定期間10年とする方向で検討
令和6年5月	○検討状況及び今後の進め方について県議会（建設委員会）で説明 ・指定管理者は、県が経営に深く関与する県出資法人の活用を視野に入れて検討
令和7年2月	○県の管理運営の見直しの考え方などを取りまとめ、県議会（建設委員会）で説明 （体制）公民連携により既存施設を一体で管理する体制に見直し （手法）県出資法人を活用した指定管理者制度を導入、指定期間10年間 （株水みらい広島（以下、「水みらい広島」という。）を指定管理者とし、公社の機能等は継承

3 検討状況

現在、県における管理運営の見直しの考え方※に基づき、事業実態を踏まえ、関係者と意見交換をしながら検討を進めている。

※ 別紙「流域下水道事業の管理運営の見直しの考え方等」の概要（R7.2.14 建設委員会資料抜粋）

<主な検討事項>

区 分	検討状況
実施体制	○既存施設の維持管理と改築・更新を指定管理者が一体的にマネジメントできる具体的な体制について、関係者と整理中。
地元事業者との協力関係	○指定管理者制度への円滑な移行や、地域の実状を踏まえた維持管理、危機管理の体制を確保するため、公社が業務の再委託を通じて構築している地元事業者との協力関係の踏襲を念頭に、その具体的な手法等について、公社や現在の再委託事業者など関係者と意見交換しながら整理中。
モニタリング方法	○他県事例などを参考に、指定管理者に求める要求水準（業務範囲、サービスレベル、創意工夫など）を設定し、その達成状況の把握のための具体的なモニタリング項目や手法を整理中。
指定管理業務の整理、指定管理料の算定	○県と指定管理者の役割分担に基づき、具体的な業務範囲の整理や指定管理料（10年間）の算定方法を今後の処理水量や物価上昇などを踏まえ整理中。
プロフィットシェアの仕組み	○他県事例などを参考に、要求水準に定める手法と比較し、より効率的な手法等を提案（改善提案）した場合の費用縮減額（プロフィット）の配分の仕組みを整理中。
流域関連市町の関与	○流域関連市町と県における定期的な意見交換の場の設定など、流域関連市町のニーズも踏まえ整理中。

4 スケジュール

引き続き、関係者間で意見交換を行い、理解を深めながら検討事項の整理を進め、見直し方針案として取りまとめる。

【見直し方針案取りまとめ・公表までの想定スケジュール】

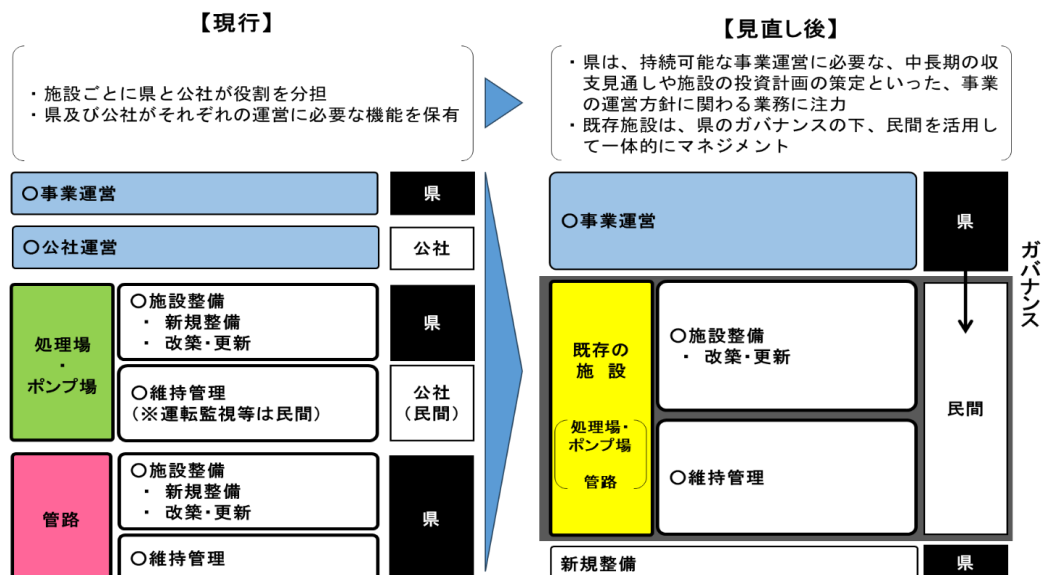
4月～6月	7月～9月	10月～12月
	●検討状況 (7月)	●見直し方針案公表 (10月頃)
検討事項等について、関係者と協議しながら検討 見直し方針案取りまとめ		

1 管理運営の見直しの考え方

(1)管理運営体制

- 流域下水道事業は、県民生活に不可欠なライフラインとして、高い公共性・公益性を有しているため、引き続き、県の責務の下で事業を実施
- その上で、限られたリソースを最適に配分し、効率的に事業を運営するため、公民連携により既存施設を一体で管理する体制に見直し

《管理運営体制の見直し（イメージ）》



※このほか、危機管理にあたっては、民間を活用しながら、県において初動から復旧までを対応

(2)管理運営手法等

- コスト削減、有利な財源の確保、県によるガバナンスの確保、民間事業者の撤退リスク、県の技術力の維持などの観点から、県出資法人を活用した指定管理者制度を導入する。
- 民間のノウハウを更に活用するため、指定管理者は「水みらい広島」とし、公社の機能やノウハウ・リソースは水みらい広島に継承することで、円滑な制度移行を図るとともに、上下水道一体での取組が可能となる体制を目指す。
- 維持管理水準や危機管理体制を確保するため、現在公社が業務の再委託を通じて構築している地元事業者との協力関係の踏襲を念頭に置いて、具体的な協力関係の手法や業務内容などについて、関係者間で意見交換を行いながら検討を進める。
- 指定管理期間は、指定管理者の長期的視点に立った創意工夫やノウハウを引き出すため、10年とする。

2 見直しにより見込まれる効果

- 維持管理を通じた改築・更新の必要性などの判断により、最適な更新投資やより効率的な施設の運用が可能となるなどの定性的効果が期待される。
- また、令和9年度～令和48年度の40年間で、維持管理の縮減により25億円、有利な財源の確保により145億円の定量的効果が見込まれる（経営実行プランの推計値を基に試算）。

3 今後の進め方

関係者間で意見交換を行い、理解を深めながら、見直し後の具体的な実施体制や各種取扱いなどの検討事項について整理した上で、見直し方針案として取りまとめる。